【記入のしかた】

給与所得者の方

総額

下の書類をお持ちですか。複数お持ちの方は１つを選んでください。

- 持っている方
  - **源泉徴収票**［原本又は写し］ ⇒ 12ページ①参照
  - **確定申告書**［控］ ⇒ 13ページ②参照
  - **住民税の納税通知書** ⇒ 所得控除欄の「社会保険料」
- **持っていない方** ⇒ 下の方法より内訳を計算してから、内訳の合計を総額に記入してください。

内訳

給与明細書を参考に、下の計算をしてください。
（給与から天引きされていない方は、右の「給与所得者以外の方」から選んでください。）

- **１年分を持っている方** ⇒ 月々（ボーナス分含む。）の明細書から社会保険料の内訳の保険ごとに金額を１年分足し上げてください。
- **１年分はないが、１か月分を持っている方**
  - ⇒ 総額のわかる方は、12ページの計算式Aにあてはめて計算してください。
  - ⇒ 総額のわからない方は、12ページの計算式Bにあてはめて計算してください。

給与所得者以外の方

総額

下の書類をお持ちですか。複数お持ちの方は１つを選んでください。

- 持っている方
  - **確定申告書**［控］ ⇒ 13ページ②参照
  - **住民税の納税通知書** ⇒ 所得控除欄の「社会保険料」
- **持っていない方** ⇒ 下の方法より内訳を計算してから、内訳の合計を総額に記入してください。

内訳

どの方法で納めましたか。

- **口座振替 又は 納付書（普通徴収）で納付された方** ⇒ 納入（税）通知書又は各納付書から、国民健康保険料（税）、国民年金保険料、介護保険料の１年分の金額を記入してください。
- **公的年金から天引き（特別徴収）で納付された方** ⇒ 年金振込通知書等から、医療保険料、介護保険料の１年分の金額を計算してください。（13ページ③参照）

【注意】・昨年、年の途中で支払い方法を変更された方（例：納付書から給与天引きに変更）は、それぞれで支払った保険料の合計を記入してください。
・40歳以上の方で、医療保険と介護保険の区別ができない場合は、医療保険にまとめて記入してください。
・「厚生年金基金」の支払いは年金保険に含めますが、「国民年金基金」、「農業者年金」の支払いは、１４ページの質問７「企業年金・個人年金等」に含めてください。